

参議院法制局の職務



依頼議員の現状認識、立法の目的、念頭に置いている 手段について確認する。



立法事実を精査した上で、立法内容の合憲性、法律事項 など法的適格性の有無、目的と手段との関係、現行法体系 との整合性等を検討し、必要ならば依頼の趣旨にかなう代 替案も検討する。

各自の検討結果について課内で議論。課長も若手も知恵 を出しあって、法的に、あらゆる面から、依頼内容の実現の 可能性を追求する。



法律案要綱について依頼議員の了解が得られると、条 文化作業に入る。表現の正確性・明確性・分かりやすさ、 他法との関係等に配慮しながら、精緻な立法技術を用い て作業していく。



法律案の原案ができると、部長・法制次長・法制局長に よる局内審査が順次行われる。内容・表現両面について厳 しく審査される。審査が完了すると、決裁を経て依頼議員 に手交する。



委員会での法案審査に当たっては、依頼議員のために関 係資料の作成、質疑内容に関するレクチャー等の補佐を行 う。ときには法制局職員が法制面に関する質疑の答弁に立 つこともある。法案の成否に関わるだけに、気は抜けない。

1 法律案の立案

議員立法と参議院法制局の役割

議員立法とは

国の唯一の立法機関である国会に法 律案を提出できるのは、各議院の議員と 内閣です。

このうち、各議院の議員が法律案を提 出して行われる立法を議員立法と呼んで います。

議員立法には、議員が一定数の賛成者 を得て発議するものと、委員会がその所 管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものなどがあります。

参議院法制局の役割

参議院法制局は、単に依頼議員の政策

を形式的に条文化するだけでなく、依頼議員の政策の具体化についでも法制的な面からサポートを行うという、参議院議員の立法活動において極めて重要な役割を果たしています。

法的に困難ではないかと思われ る依頼であっても、依頼の真意を酌み取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成し て提示することも、議員の立法活動に對する補佐機関としての参議院法制局の重要な職務です。

法的な合理性を確保しつついかに依頼の趣旨を実現させるかが、法律の専門



家としての参議院法制局職員の腕の見せどころです。

これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、経済・社会の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力量を発揮することが求められています。

議員立法の特色・意義

議員立法の特色

議員立法には、司法・行政に対して大きなインパクトを有するものや国民生活に密接に関係するものが多く見られます。ストーカー規制法、ドメスティック・バイオレンス防止法、性同一性障害者性別取扱い特例法、自殺対策基本法、東日本大震災対策のための各種法律、ヘイトスピーチ解消



法など、その時々国民的な要請に基づき国民を代表する国会議員が提出することが期待されているもの、既存の行政の枠組みの中では対応しにくく、政治的な決断が求められているものなどがあるからです。

また、議員立法には、タイムリーな問題に対応するため、スピード感を求められることが多い一方で、特定のテーマについて専門知識や高い関心を持つ議員を中心に勉強を深め、合意形成を図りながら、法政策を練り上げていく場合もあります。

“つくる”ことの意義

議員立法は、その法律案が成立することのみ意義があるわけではありません。

議員立法は、議員や政党の政策を表明し、その議論を喚起する手段でもあり、内閣提出法律案(閣法)の対案として独自の政策を表明するもの、政府の対応が遅れ

ている分野について先駆的な政策を表明するものなどがあります。

“成立しない=終わり”ではない

先駆的な政策を内容とする法律案は、すぐには成立しなくても、後に各党の調整を経て成立することや、内閣提出法律案として提出されて成立することも多くあります。そのような例としては、男女雇用機会均等法、育児休業法、製造物責任法、情報公開法、公益通報者保護法、在外被爆者への援護を可能とする被爆者援護法の改正、被爆者の取調べの録音・録画制度を導入する刑事訴訟法の改正、父子家庭への児童扶養手当の支給などがあります。また、租税特別措置の適用状況の透明化など、政権交代によりかつての野党案である議員立法の内容が内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。

最近の主な成立参法

- ・商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第73号)
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(通称:読書バリアフリー法)(令和元年法律第49号)
- ・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第43号)
- ・死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)
- ・自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第32号)

[成立参法の紹介](#)



2 修正案の立案

国会に提出された法律案が審議される場合、その法律案の一部に変更を加えようとする場合があります。この場合、議員は、動議という形で修正案を提出することができます。

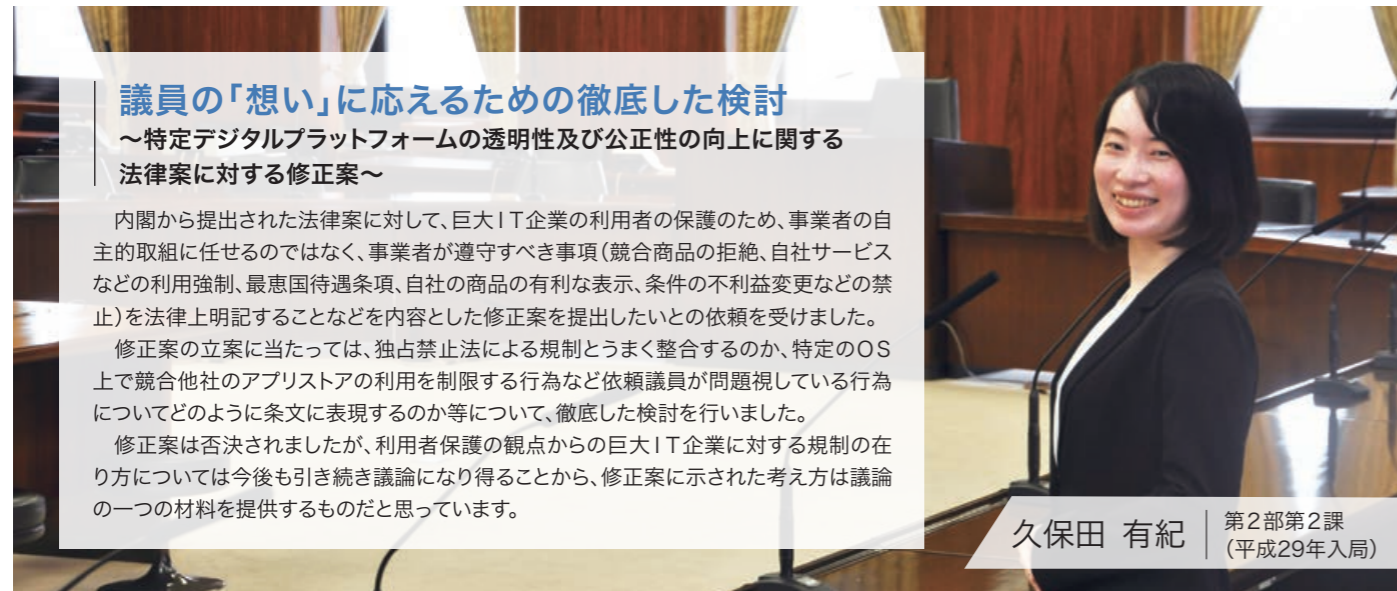
修正案には様々なものがありますが、政治的に問題となっている法律案について政党間の協議に基づき修正を行う場合や、法律案の

内容の一部について独自の政策を表明する場合など、法律案の実質的な手直しを行うものが多くあります。

修正案の作成の場合、法律案審議の最終局面となって初めて内容が確定し、採決までの限られた時間の中で修正案を用意しなければならないこともあります。また、一つの法

律案に対していくつもの修正案が提出されることや、与野党が対立し緊迫した場面で修正案が提出されることもあります。

このため、参議院法制局職員は、修正案の作成に当たっては、特に政治情勢や各会派の法律案に対する態度を見極めて迅速かつ的確に対応することが求められています。



議員の「想い」に応えるための徹底した検討
～特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案に対する修正案～

内閣から提出された法律案に対して、巨大IT企業の利用者の保護のため、事業者の自主的取組に任せるとはせず、事業者が遵守すべき事項(競合商品の拒絶、自社サービスなどの利用強制、最惠国待遇条項、自社の商品の有利な表示、条件の不利益変更などの禁止)を法律上明記することなどを内容とした修正案を提出したいとの依頼を受けました。

修正案の立案に当たっては、独占禁止法による規制とうまく整合するのか、特定のOS上で競合他社のアプリストアの利用を制限する行為など依頼議員が問題視している行為についてどのように条文に表現するのか等について、徹底した検討を行いました。

修正案は否決されましたが、利用者保護の観点からの巨大IT企業に対する規制の在り方については今後も引き続き議論になり得ることから、修正案に示された考え方は議論の一つの材料を提供するものだと思っています。

久保田 有紀 | 第2部第2課 (平成29年入局)

3 法制に関する調査

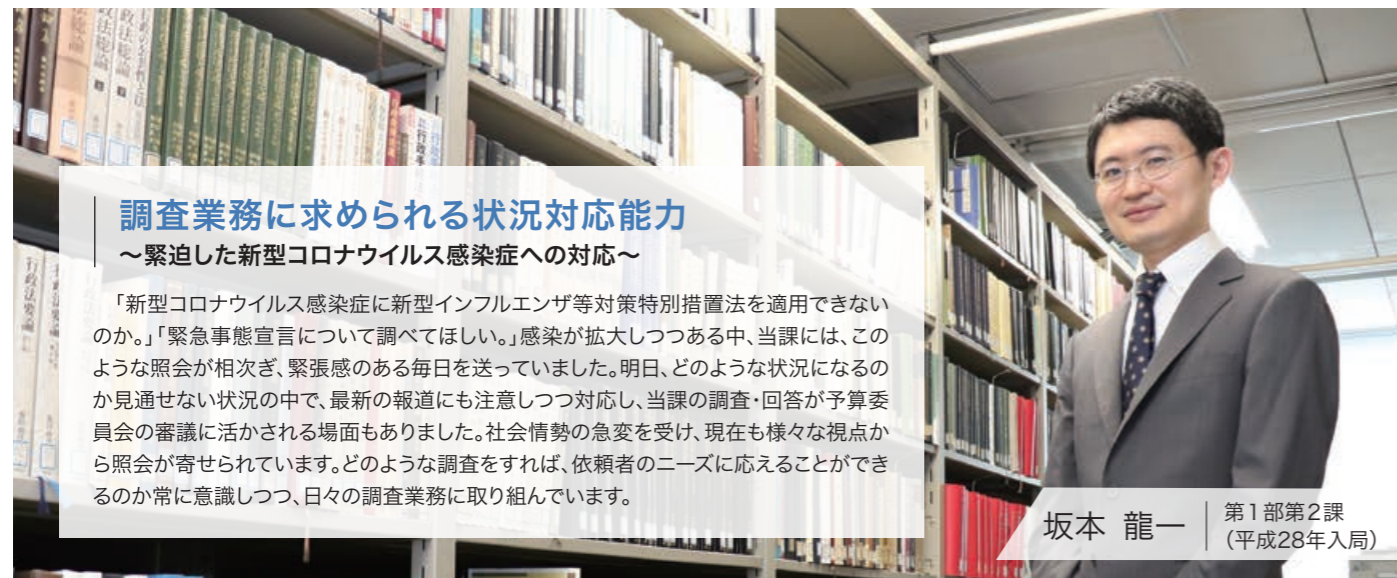
参議院法制局は、参議院議員からの依頼に応じて法制に関する調査・回答を行います。

議員からの依頼には、現行法令の解釈の確認、政策などの法的問題点の検討、学説・判例の調査・分析、国内・国外法令の調査・整理、法律案審議の際の法的な助言など

様々なものがあり、これらの依頼について、法律に関する高い専門性を駆使して調査・回答を行うところが参議院法制局の特色です。

これらの調査の結果、核心を突いた質疑等により有益な答弁が得られることや、立法による解決が必要になるとして議員立法につながることもしばしばあります。

参議院法制局職員は、議員からの様々な依頼に対し、その意向・関心に寄り添い、的確に対応することができるよう、日頃から、法律の専門家として、所管分野の法制度を中心に法制全般について理解を深めるとともに、広く社会経済情勢に目配りすることが求められています。



調査業務に求められる状況対応能力
～緊急事態宣言への対応～

「新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用できないのか。」「緊急事態宣言について調べてほしい。」感染が拡大しつつある中、当課には、このような照会が相次ぎ、緊張感のある毎日を送っていました。明日、どのような状況になるのか見通せない状況の中で、最新の報道にも注意しつつ対応し、当課の調査・回答が予算委員会の審議に活かされる場面もありました。社会情勢の急変を受け、現在も様々な視点から照会が寄せられています。どのような調査をすれば、依頼者のニーズに応えることができるのか常に意識しつつ、日々の調査業務に取り組んでいます。

坂本 龍一 | 第1部第2課 (平成28年入局)

憲法改正原案の立案など

憲法改正原案の立案も職務の一つに

憲法改正の発議の手続、国民投票の実施手続などが法律に定められ、憲法改正原案の国会における審議も現実的なものとなってきました。

議員の法制に関する立案に資するために置かれている議院法制局は、憲法改正原案についても、議員の依頼を受けてその立案を行うことなどが想定されます。

憲法関係業務の体制

憲法に関する調査依頼や憲法改正を見据えた立案検討依頼といった憲法関係業務は、その内容に応じて、それぞれの課が対応する体制となっています。例えば緊急事態条項をめぐる議論への対応は、内閣を所管する課において対応します。

参議院法制局職員には、憲法に関する最新の議論や憲法改正に関する政治情勢を随時把握し、憲法関係業務に備えることが求められます。

参議院法制局の組織

参議院法制局は、参議院事務局と同様に参議院に置かれ、法制局長のほか75名の職員で構成されています。

参議院法制局の組織としては、職員の任免権を持つ法制局長以下、法制次長の統括の下に、立案部門(第1部から第5部まで及び法制主幹)及び庶務部門(総務課及び調査課)が置かれています。

立案各課の担当する立案等の事務は、常任委員会等の所管に対応して割り振られています。

総合職として採用された職員は、立案部門に配属されます。異動を通じて幅広い分野の法制度に携わりつつ、立案の視座、技術などについて研鑽を重ねていきます。

